

政策体系	政策No.	6	政策名	共生・協働のまちづくり			施策主管課	市民活動推進課	
	施策No.	1	施策名	市民参加によるまちづくりの推進	重点施策		施策主管課長名	中馬 吉和	
施策関係課名	企画政策課、地域政策課、健康増進課、農政畜産課、霧島PR課、社会教育課								
1 基本計画期間(平成25年度～平成29年度)における施策の方針 ■市民と行政、あるいは市民同士が、相互に信頼関係を築き、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚するとともに、対等な立場で協力し、支えあう活力ある市民参加によるまちづくりを目指す。 ■移住定住関連事業を実施し、移住定住促進に積極的に取り組む。									
2 施策の目的と成果把握									
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)			・市民、行政・市外の住民						
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	人口	人	見込み値	129,098	129,328	129,558	129,788	129,897	130,000
			実績値	127,475	127,283	126,773	126,962	125,447	
B	自治組織、NPO法人、ボランティア団体等の数	団体	見込み値	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
			実績値	1,249	1,254	1,270	1,281	1,291	
C			見込み値						
			実績値						
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)			・まちづくり活動に参加する ・移住定住する ※「まちづくり活動」とは、市民と行政、あるいは市民同士が、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、互いに協力しながら、個性豊かで活力ある地域社会をつくっていくための諸活動をいう。						
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)				◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)					
		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	まちづくり活動に参加している市民の割合	%	成り行き値	50.0	56.0	57.0	58.0	59.0	60.0
			目標値	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0
			実績値	54.3	55.3	55.8	54.3	52.4	
			達成率	88%	89%	90%	88%	85%	
			結果	△	△	△	△	△	
B	自治会加入率	%	成り行き値	58.8	67.0	66.0	65.0	64.0	63.0
			目標値	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
			実績値	66.2	64.6	63.3	62.3	60.7	
			達成率	95%	92%	90%	89%	87%	
			結果	○	△	△	△	△	
C	ボランティアセンターのボランティア登録会員数	人	成り行き値	4,500	5,950	6,000	6,000	6,000	6,000
			目標値	6,000	6,000	6,050	6,100	6,150	6,200
			実績値	6,619	6,275	6,472	5,863	6,173	
			達成率	110%	105%	107%	96%	100%	
			結果	◎	◎	◎	○	○	
D	移住者数	人	成り行き値	20	50	50	50	50	50
			目標値	60	100	100	100	100	110
			実績値	222	118	98	154	178	
			達成率	370%	118%	98%	154%	178%	
			結果	◎	◎	○	◎	◎	
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				⑥ 平成29年度の目標値設定の考え方					
A まちづくり活動に参加している市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 ※(全回答人数-参加していない人数-無回答)/全回答人数 B 自治会加入率 ※自治会管理システムによるデータ(4月1日現在) C ボランティアセンターのボランティア登録会員数 ※社会福祉協議会ボランティアセンターと生涯学習ボランティアバンク(社会教育課)に登録している会員の合計数 なお、社会福祉協議会ボランティアセンターの登録会員数については、平成21年度からボランティア保険未加入者も登録会員数に含める。 D 移住者数 ※本市への移住定住希望者で、移住定住窓口で相談があり移住があった数(支援制度を利用した移住者数を含む。)				A 「まちづくり活動に参加している市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると「地域の活動にぜひ参加したい」と回答した市民の割合が約10%であることから、公益的な市民活動への理解や関心を深め、参加するきっかけとなるような機会づくりや啓発活動を行い、市民の参加意欲を高めることにより、平成23年度実績値の51.1%から10.9ポイントの成果向上を目指す。 B 「自治会加入率」については、都市化の進展や加入率の高い高齢世帯の自然減により加入率が減少傾向にあるが、魅力ある自治会活動を行うことにより、70.0%を目標値とする。 C 「ボランティアセンターのボランティア登録会員数」については、ボランティア活動に対する意識の啓発と参加しやすい環境づくりを行うことにより、6,200人を目標値とする。 D 「移住者数」については、過去の移住者数の推移を踏まえ、今後も積極的に移住定住関連事業を行うことにより、毎年度110人を目標値とする。					

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

- 「共生・協働によるまちづくり」のあり方について、市民の理解を深めていくため、まちづくり活動に関する情報や活動参加の機会を提供する必要がある。
- 地域の課題解決に積極的に取り組む担い手の確保・育成を図る必要がある。
- 地区自治公民館・自治会への加入促進を図るとともに、計画的な活動を支援する必要がある。
- ボランティア、NPO法人などの市民団体の活動を支援する必要がある。
- 「共生・協働によるまちづくり」を進めるため、市民・市民団体・行政間の連携を強化する必要がある。
- 移住希望者に移住してもらうための支援を継続していく必要がある。
- 市民となった移住者が自治会に加入し、積極的に地域活動に参加できる環境づくりに努める必要がある。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ■行政 ・市民参加によるまちづくりの推進に必要な情報の提供と活動参加の機会づくり ・市民参加によるまちづくりを推進するための環境整備(活動しやすくするためのルールや仕組みづくり、支援を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民(住民) ・行政と協働して公益的な活動を責任を持って継続して行うことで、地域づくりの主体となる。 ・身近な自治会やボランティア団体等の活動に興味を持つこと。(意識改革) ■自治会等の市民団体 ・地域の課題解決を責任を持って推進する。 ・自治会への加入促進、ボランティア団体等への勧誘。 ・住民が活動に参加しやすい環境の整備。(活動内容の見直しなど)

② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 住民の価値観が多様化してきており、地域の課題の共有化が難しくなっている。また、地域活動の中心を担ってきた人材の高齢化により、活動の低下する地域が増えつつある。
- 地区自治公民館・自治会役員のなり手不足や自治会加入率の低下が、深刻な課題となっている。
- ボランティア団体やNPO法人などの団体が年々増加してきており、その傾向は今後も続くものと思われる。特に福祉分野やまちづくりの推進、子どもの健全育成に関連する団体の割合が高い傾向にある。
- 霧島市の地域特性に応じ、自立的で持続可能なまちづくりを行うため、「まちを元気にする、人を豊かにする産業づくり」、「訪れたい、住み続けたいまちづくり」、「幸せな家庭づくりを支える環境づくり」、「暮らしやすい、暮らしたくなる地域づくり」の4つの「基本目標」を掲げ、「施策の基本的方向」、「具体的施策」を定めた霧島市ふるさと創生総合戦略を策定した。
- 地域間格差や税収減少に悩む自治体に対する格差是正推進のための「ふるさと納税」制度が浸透し、寄附額は年々増加している。

③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

- 行政でできないこと、また、住民だけではできないことを官民一緒になって考えていかなければ良いまちづくりはできない。
- ボランティア団体等の活動を行うための人材の育成や確保、また、活動費の助成など市の支援が欲しい。
- 市の職員が地域活動等にもっと参加して欲しい。
- 市民活動の拠点となるような場所が欲しい。
- 気軽に参加できる環境づくりが必要。
- 活動に関する情報が欲しい。

5 施策の現状

① 平成28年度施策の取組方針	② 平成28年度施策の取組方針の達成状況
<ul style="list-style-type: none"> ■共生・協働のまちづくりのあり方について理解を深めていくため、情報の提供と活動参加の機会づくりを行う。 ■地域の課題解決に積極的に取り組む担い手の確保・育成を図る。 ■地区自治公民館、自治会の加入促進のため、自治会加入推進月間を設け、地区自治公民館と連携して加入促進を図る。 ■地区自治公民館、自治会やボランティア、NPO法人などの市民活動の支援を行う。 ■共生・協働のまちづくりを進めるため、市民、市民団体、行政間の連携・協力の強化を図る。 ■移住者向けの情報提供を積極的に行うため、ホームページやホームページと連動したSNSその他有効とされる広報活動を充実させる。 ■移住者用住宅地として、市及び霧島市土地開発公社の分譲地の案内を積極的に行う。 ■空き家バンク制度を開始し、空き家の有効活用を図るとともに、移住希望者等へ情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■地区自治公民館長・自治会長会等における市の施策や各種支援制度の説明、活動に対する支援(補助)など、情報提供及び活動参加の機会づくりを行った。 ■地域の課題解決等に向けて市民団体が自ら企画・実施する公益的な活動に対し支援を行った。 ■2月に自治会加入推進月間を設け、霧島市自治公民館連絡協議会と連携し、自治会加入の呼びかけを行うとともに、主要企業の訪問、ポスターの掲示、FMきりしまでの広報など加入啓発を行った。また、新たな取組として、県宅地建物取引業協会等への加入PRチラシ配布の協力依頼を行うとともに、転入・転居の異動者が多い3月末、市自治公民館連絡協議会理事により、国分庁舎ロビーにて自治会加入PRチラシの配布を行った。 ■地区自治公民館、自治会、NPO法人など市民団体が行う事業に対する支援や研修会等とおし、団体との連携・協力の強化を図った。 ■国の地方創生推進交付金を活用し、市民参加型によるまちの魅力づくりやPRを行うためのセミナー等を開催した。 ■市のホームページをはじめ、鹿児島県やJOIN(移住・交流推進機構)のサイトに情報を掲載した。また、東京、大阪、名古屋の地下鉄車内広告も利用して、移住施策を積極的にPRしたことにより、500件を超える移住に関する問い合わせがあった。 ■移住セミナー等において、移住者用住宅地として、市及び霧島市土地開発公社の分譲地の案内を行った。 ■空き家バンク制度を開始し、移住希望者等へ情報提供を行った。

③ 平成28年度施策の目標値と実績値の比較		④ 平成28年度施策の成果指標の達成状況及び要因	
目標達成 ◎ 105%以上 目標をほぼ達成 ○ 95%～105%未満 目標を未達成 △ 95%未満		A まちづくりに参加している市民の割合(52.4%)は、前年度より減少しており、目標値(62.0%)に達しなかった。まちづくりに参加したいと考える市民の割合(67.6%)に対し、30.9%の市民が参加したくない、できれば参加したくないと答えており、その要因として、気軽に参加できない、活動に関する情報がない、時間が合わない、興味のある活動がない等が挙げられている。 B 自治会加入率(60.7%)は、前年度より減少しており、目標値(70.0%)に達しなかった。その要因として、相互扶助精神の希薄化、アパート・マンションの増加等が挙げられる。 C ボランティアセンターのボランティア登録会員数(6,173人)は、前年度より増加し、目標値(6,150人)を達成することができた。その要因として、熊本地震の発生による被災地災害復興支援を目的としたボランティア登録会員の増加が挙げられる。 D 移住者数(178人)は、目標値(100人)を達成することができた。その要因は、平成28年度からスタートした中山間地域活性化のための新たな補助制度で、国分・隼人の市街地における中古住宅の取得・増改築を対象としたこと、中学生以下の被扶養者に係る補助額の引き上げ(一人当たり20万円→30万円)など要件の見直しを行ったこと、及び空き家バンク制度を開始し、住宅情報を提供できるようになったことなどが考えられる。	
平成28年度成果指標			
	目標値	実績値	達成率
A	62.0	52.4	85.0%
B	70.0	60.7	87.0%
C	6,150	6,173	100.0%
D	100	178	178.0%
E			
F			
⑤ 基本事業の目標達成度 (平成28年度目標と実績との比較)		○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成	
① まちづくりに関する意識の醸成		△	⑤
② まちづくりに参加しやすい環境づくり		○	⑥
③ 移住定住促進		○	⑦
④			⑧

6 平成29年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)	7 平成30年度に向けた施策の課題・方向性
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共生・協働のまちづくりのあり方について理解を深めていくため、情報の提供と活動参加の機会づくりを行う。 ■ 地域の課題解決に積極的に取り組む担い手の確保・育成を図る。 ■ 地区自治公民館、自治会の加入促進のため、自治会加入推進月間を設け、地区自治公民館と連携して加入促進を図る。 ■ 地区自治公民館、自治会やボランティア、NPO法人などの市民活動の支援を行う。 ■ 共生・協働のまちづくりを進めるため、市民、市民団体、行政間の連携・協力の強化を図る。 ■ 移住者向けの情報提供を積極的に行うため、ホームページやホームページと連動したSNSその他有効とされる広報活動を充実させる。併せて、空き家バンク制度を充実し、空き家の有効活用を図るとともに、移住希望者等へ情報提供を行う。 ■ 移住者用住宅地として、市及び霧島市土地開発公社の分譲地の案内を積極的に行う。 ■ シティプロモーションを推進するため、話題性の高いPRや情報発信力の強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共生・協働のまちづくりのあり方について理解を深めていくため、情報の提供と活動参加の機会づくりを行う。 ■ 地域の課題解決に積極的に取り組む担い手の確保・育成を図る。 ■ 地区自治公民館、自治会の加入促進のため、自治会加入推進月間を設け、地区自治公民館と連携して加入促進を図る。 ■ 地区自治公民館、自治会やボランティア、NPO法人などの市民活動の支援を行う。 ■ 共生・協働のまちづくりを進めるため、市民、市民団体、行政間の連携・協力の強化を図る。 ■ 移住者・定住希望者向けの情報提供を積極的に行うため、ホームページやホームページと連動したSNSその他有効とされる広報活動を充実させる。併せて、空き家バンク制度を充実し、空き家の有効活用を図るとともに、移住希望者等へ情報提供を行う。 ■ 移住者用住宅地として、市及び霧島市土地開発公社の分譲地の案内を積極的に行う。 ■ シティプロモーションを推進するため、話題性の高いPRや情報発信力の強化に努める。

基本事業No.	6-1-1	基本事業名	まちづくりに関する意識の醸成	基本事業 主担当課	市民活動推進課
---------	-------	-------	----------------	--------------	---------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- まちづくりの主角は市民であるという意識を育て、市民が公益的な市民活動に関心を持ち、その活動に参加するきっかけとなるための啓発活動や機会づくりを更に進める。
- 「共生・協働によるまちづくり」のあり方について、「共生・協働に関する指針」を基に、市民と行政の相互理解を深める。

②対象	市民	③意図	まちづくり活動に関心を持つ
-----	----	-----	---------------

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	まちづくり活動に参加したいと考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	56.4	69.0	69.0	69.0	69.0	69.0
				目標値	70.0	71.0	72.0	73.0	74.0	75.0
				実績値	71.5	69.3	69.1	68.2	67.6	
				達成率	102%	98%	96%	93%	91%	
				結果	○	○	○	△	△	

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

A まちづくり活動に参加したいと考える市民の割合は約69.3%（平成25年度実績）となっており、年代別にみると、50代から60代の平均は約76.1%と目標値に達しているものの、20代から40代の平均は64.1%と目標値を下回っている。
 このようなことから、若い世代に対し、地域活動や公益的な市民活動への理解や関心が深まるよう啓発を行い、参加意欲を高めて目標値75%を目指す。

4 平成28年度基本事業の取組方針

- 道徳的に極めて顕著な善行行為で市民から尊敬されている方や地域でボランティア活動に積極的に活動されている個人・団体を地区自治公民館・学校等より推薦していただき、表彰者を決定し、2月第3土曜日に開催している道義高揚・豊かな心推進大会で表彰する。
- 市制施行日を記念し、本市の行政、教育、文化、産業、経済、社会等公益の事業に関して、著しい功績のあった市民を表彰することにより、市民のまちづくりへの意識の醸成を図る。
- 市民が公益的な市民活動に関心を持ち、その活動に参加するきっかけとなるための啓発活動や機会づくりをさらに進め、まちづくり活動の基本ともなる自治会への加入促進につなげる。
- 「共生・協働によるまちづくり」のあり方について、「共生・協働に関する指針」を基に、市民と行政の相互理解を深めていくため、広報、研修、地域まちづくり支援事業の推進等をおし啓発を行う。

5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況

- 地区自治公民館、学校等の推薦により28年度は15名、7団体を道義高揚・豊かな心推進大会で善行者として表彰を行った。
- 本市の行政や教育等に関して著しい功績のあった市民（28年度は合計191名）に対して表彰を行った。
- 市民活動支援事業により、市民団体が自ら企画・実施する公益的な活動に対する支援とともに、より活用しやすいものとなるように制度の見直しを行うなど、活動参加の機会づくりを行った。また、市自治公民館連絡協議会と連携し、自治会加入の促進を行った。
- 共生・協働のまちづくりについて、市ホームページや広報誌、FMきりしまによる広報、地区自治公民館長研修会や地域まちづくり支援事業により啓発を行った。

6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

A まちづくり活動に参加したいと考える市民の割合は、67.6%であり、目標値(72.0%)に達しなかった。その要因として、気軽に参加できない、活動に関する情報がない、時間が合わない、興味のある活動がない等が挙げられる。また、背景には、自治組織の加入率の低下や自治会会員の高齢化等による組織機能の低下、若い世代(39歳以下)のまちづくり活動に対する意識の希薄化等が考えられる。
 ※まちづくり活動に参加したいと考える市民の割合(年齢別)
 ・65～69歳 68.4% ・60～64歳 77.4% ・50～59歳 65.5% ・40～49歳 67.2% ・30～39歳 60.4% ・18～29歳 54.9%

7 平成29年度基本事業の取組方針

- 市民が公益的な市民活動に関心を持ち、その活動に参加するきっかけとなるための啓発活動や機会づくりをさらに進め、まちづくり活動の基本ともなる自治会への加入促進につなげる。
- 「共生・協働によるまちづくり」のあり方について、「共生・協働に関する指針」を基に、市民と行政の相互理解を深めていくため、広報、研修、地域まちづくり支援事業の推進等をおし啓発を行う。
- 善行者の表彰者(団体)が少なくなってきたこと、推薦依頼先を拡大し、より多く善行者の事例を周知し、表彰することで市民に対してまちづくりに対する意識を高める。
- 市制施行日を記念し、本市の行政、教育、文化、産業、経済、社会等公益の事業に関して、著しい功績のあった市民を表彰することにより、市民のまちづくりへの意識の醸成が図られるように、基準に沿って公平性を確保しながら実施する。

8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性

- 市民が公益的な市民活動に関心を持ち、その活動に参加するきっかけとなるための啓発活動や機会づくりをさらに進め、まちづくり活動の基本ともなる自治会への加入促進につなげる。
- 「共生・協働によるまちづくり」のあり方について、「共生・協働に関する指針」を基に、市民と行政の相互理解を深めていくため、広報、研修、地域まちづくり支援事業の推進等をおし啓発を行う。
- 多くのボランティアや環境美化等に貢献された善行者の事例を市民の方々に紹介し、また、花いっぱい運動やふれあいボランティア霧島の日に多くの市民や市民団体の方々が参加していただくことが環境美化の推進やマナーアップに繋がることから、このような事業を更に広く周知していくことで、まちづくりに対する意識を高める。
- 市制施行日を記念し、本市の行政、教育、文化、産業、経済、社会等公益の事業に関して、著しい功績のあった市民を表彰することにより、市民のまちづくりへの意識の醸成が図られるように、基準に沿って公平性を確保しながら実施する。

基本事業No.	6-1-2	基本事業名	まちづくりに参加しやすい環境づくり	基本事業 主担当課	市民活動推進課
---------	-------	-------	-------------------	--------------	---------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区自治公民館・自治会の活動を支援するため、地域まちづくり支援事業や地域振興補助制度等を推進する。 ■ 市民団体が行う公益的な活動に対する支援を行う。 ■ 市民団体との連携・協働体制の強化を図るとともに、情報交換や活動発表の場の確保に努める。 	
②対象	市民団体
③意図	(活動に対する資金や人材等の支援を行うことにより、)まちづくりや地域活動がしやすくなる

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	まちづくりや地域活動を行っている市民団体数	団体	市民団体データベース (毎年度末の数)	成り行き値	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
				目標値	1,200	1,205	1,210	1,215	1,220	1,225
				実績値	1,249	1,254	1,270	1,281	1,291	
				達成率	104%	104%	105%	105%	106%	
				結果	○	○	◎	◎	◎	
B	支援制度を活用した市民団体数	団体	市民団体データベース (毎年度末の数)	成り行き値	245	330	330	330	330	330
				目標値	350	340	345	350	355	360
				実績値	380	392	397	393	399	
				達成率	109%	115%	115%	112%	112%	
				結果	◎	◎	◎	◎	◎	

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

A	ボランティア活動に関する市民意識の醸成を図り、市民団体の年5団体程度の増加を目指す。
B	各種支援制度について、さらに利用しやすい制度への見直しや制度周知の徹底を図り、年5団体程度の増加を目指す。

4 平成28年度基本事業の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区自治公民館、自治会の活動を支援するため、市内89全ての地区自治公民館に配置した地域まちづくりサポーター(市職員のボランティア)の活動の活性化を図り、地域まちづくり支援事業や地域振興補助制度等を推進する。 ■ 市民団体が行う公益的な活動に対する支援を行う。 ■ 市民団体との連携・協働体制の強化を図るとともに、情報交換の場や活動発表の場の確保に努める。

5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況

<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域まちづくりサポーターの配置により、地域まちづくり支援事業の各種取組が進んだ。(平成28年度取組件数 10件) ■ 市民活動支援事業により、市民団体が自ら企画・実施する活動に対し支援を行うとともに、より活用しやすい制度の見直しを行った。(平成28年度支援団体 7団体) ■ 地区自治公民館長研修会等や市民活動支援事業成果報告会を開催し、地域や団体が抱える課題等について意見交換等を行った。

6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

A	まちづくりや地域活動を行っている市民団体数は、1,291団体となり、目標値(1,220団体)を達成できた。その要因としては、熊本地震の発生による被災地災害復興支援を目的としたボランティア登録団体が増加したことが挙げられる。
B	支援制度を活用した市民団体数は、399団体となり、目標値(355団体)を達成できた。その要因としては、制度の周知が図られたことにより、地区活性化支援事業を活用した団体が増加したことが挙げられる。

7 平成29年度基本事業の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区自治公民館、自治会の活動を支援するため、市内89全ての地区自治公民館に配置した地域まちづくりサポーター(市職員のボランティア)の活動の活性化を図り、地域まちづくり支援事業や地域振興補助制度等を推進する。 ■ 市民団体が行う公益的な活動に対する支援を行う。 ■ 市民団体との連携・協働体制の強化を図るとともに、情報交換の場や活動発表の場の確保に努める。

8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性

<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区自治公民館、自治会の活動を支援するため、市内89全ての地区自治公民館に配置した地域まちづくりサポーター(市職員のボランティア)の活動の活性化を図り、地域まちづくり支援事業や地域振興補助制度等を推進する。 ■ 市民団体が行う公益的な活動に対する支援を行う。 ■ 市民団体との連携・協働体制の強化を図るとともに、情報交換の場や活動発表の場の確保に努める。

基本事業No.	6-1-3	基本事業名	移住定住促進	基本事業 主担当課	地域政策課
---------	-------	-------	--------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<ul style="list-style-type: none"> ■本市を全国にPRし、移住者向けの情報提供を積極的に行うとともに関連する各種支援を行う。 ■中山間地域の活性化を図るため、市街地から中山間地域への転居に対する支援制度を整備する。 	
②対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市外の住民 ・市民
③意図	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島市に移り住んでもらう ・中山間地域に移り住み、まちづくり活動を行ってもらおう

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
				成り行き値	20	50	50	50	50
A 移住者数	人	移住定住支援実績	目標値	60	100	100	100	100	110
			実績値	222	118	98	154	178	
			達成率	370%	118%	98%	154%	178%	
			結果	◎	◎	○	◎	◎	

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

A 移住定住を促進するための専門の窓口を設置した平成18年度からの約11年間で、移住者が1,200人を突破(年間平均約110人)したことを踏まえ、引き続き補助事業を継続するなど移住定住関連事業を積極的に行うことにより、目標値を110人とした。

4 平成28年度基本事業の取組方針

全国の移住希望者の中には本市を知らない人も多い。このため次のような取組みを引き続き行う。

- ホームページやホームページと連動したSNSなど広報活動を充実し、本市の魅力の情報提供を積極的に行う。
- 情報提供を受けた市外の住民に、本市へ移住してもらおう。また、ふるさと納税制度により本市を応援してもらおう。
- 移住者用住宅地として、市及び霧島市土地開発公社の分譲地の案内を積極的に行う。
- 中山間地域の活性化を図るため、移住定住促進制度を見直しながら継続する。
- 空き家バンク制度を開始し、空き家の有効活用を図るとともに、移住希望者等へ情報提供を行う。

5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況

- 市のホームページをはじめ、鹿児島県やJOIN(移住・交流推進機構)のサイトに情報を掲載した。また、東京、大阪、名古屋の地下鉄車内広告も利用して、移住施策を積極的にPRしたことにより、500件を超える移住に関する問い合わせがあった。
- 移住定住促進制度(補助制度)による移住者は43世帯118人で、全体の移住者も178人と目標を大幅に上回る結果となった。また、お礼の品やPRの充実に伴い、本市の魅力が広く市外住民に伝わった結果、前年度比寄附件数179%(9,896件)の増加につながった。
- 移住セミナー等において、移住者用住宅地として、市及び霧島市土地開発公社の分譲地の案内を行った。
- 平成28年度から、国分・隼人の市街地における中古住宅の取得・増改築を対象とした。また、中学生以下の被扶養者に係る補助額の引き上げ(一人当たり20万円→30万円)など要件の見直しを行った。
- 空き家バンク制度を開始し、移住希望者等へ情報提供を行った。

6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

A 市全体での移住者は、66世帯178人と目標(100人)を大幅に上回る結果となった。その要因は、平成28年度からスタートした中山間地域活性化のための新たな補助制度で、国分・隼人の市街地における中古住宅の取得・増改築を対象としたこと、中学生以下の被扶養者に係る補助額の引き上げ(一人当たり20万円→30万円)など要件の見直しを行ったこと、及び空き家バンク制度を開始し、住宅情報を提供できるようになったことなどが考えられる。

7 平成29年度基本事業の取組方針

全国の移住希望者の中には本市を知らない人も多い。このため次のような取組みを引き続き行う。

- 話題性の高いPRやホームページ、ホームページと連動したSNSなど広報活動を行うとともに、空き家バンク制度を充実し、シティプロモーション(本市の魅力の情報提供)を推進する。
- 情報提供を受けた市外の住民に、本市へ移住してもらおう。また、ふるさと納税制度により本市を応援してもらおう。
- 移住者用住宅地として、市及び霧島市土地開発公社の分譲地の案内を積極的に行う。
- 中山間地域の活性化を図るため、移住定住促進制度を継続する。

8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性

全国の移住希望者に対して本市の知名度を高めるため、次のような取組みを推進する。

- 話題性の高いPRやホームページ、ホームページと連動したSNSなど広報活動を行う。
- 移住者用住宅地として、市及び霧島市土地開発公社の分譲地の案内を積極的に行う。
- 空き家バンク制度を充実し、空き家の有効活用を図るとともに、移住希望者等へ情報提供を行う。
- 中山間地域の活性化を図るため、移住定住促進制度を継続する。